明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○商業統計調査規則の一部を改正する省令（**経済産業**二一）　一
○特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令（**同**二二）　三
〔告　示〕
○標準旅行業約款の一部を改正する件（**消費者庁・観光庁**一）　二
○除籍の一部が滅失した件（**法務**一八三）　四
○日本国に帰化を許可する件（**同**一八四）　四
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（**外務**一四四）　五
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（**農林水産**五七〇）　六
○保安林の指定をする件（**同**五七一～五七八）　六
○保安林の指定を解除する件（**同**五七九～五八八）　七
○輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（**経済産業**八九）　八
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**国土交通**五一六）　八
○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（**同**五一七、五一八）　八
〔国会事項〕
内閣　人事院　総務省　九
〔人事異動〕
内閣　人事院　総務省　八
〔叙位・叙勲〕
内閣　人事院　総務省　九
〔皇室事項〕
官庁事項　一二
〔官庁報告〕
様似地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について（農林水産省）　一二
登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示（国土交通省）　一二
産　業　一二
日本工業規格（経済産業省）　一二
〔公　告〕
諸　事　項　一三
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
相続、準禁治産、失踪、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　一四
特殊法人等
総務省共済組合定款の一部変更、企業年金基金解散・清算人就任・合併関係　一四
会社その他　一五

省　令

○経済産業省令第二十一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、商業統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月二十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

商業統計調査規則の一部を改正する省令

商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「六月一日」を「七月一日」に改める。

第四条中「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成十四年三月七日総務省告示第百三十九号）に定める日本標準産業分類に掲げる大分類J―卸売・小売業」を「法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類I―卸売業，小売業」」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次項に規定する警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所（避難解除等区域（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域をいう。）にある事業所を除く。）又は国及び地方公共団体に属する事業所については、この限りでない。

第四条に次の一項を加える。

2　前項ただし書に規定する「警戒区域等」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事に対して行つた次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となつた区域をいう。

一　原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示